## 離職・再チャレンジ支援助成事業実施要領

## 1 趣旨

この要領は、一般就労移行等促進事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第6項の規定に基づき、 離職・再チャレンジ支援助成事業(以下「事業」という。)の実施に当たって必要な事項を定めるものと する。

## 2 申請手続等

- (1) 本事業に係る補助を受けようとする事業者(以下「補助事業者」という。)は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条に規定する交付申請書(第1号様式)に所要額調書(別紙1)及び離職・再チャレンジ支援助成事業実施計画書(要領第1号様式)を添付するものとする。
- (2) 補助事業者は、交付要綱第10条に定めるもののほか、離職・再チャレンジ支援助成事業実施結果報告書(要領第2号様式)を事業完了後、15日以内に提出するものとする。

## 3 その他

- (1) 離職・再チャレンジを支援する事業者は、離職をせざるを得ない状況にある者ややむを得ず離職した者(以下「支援対象者」という。)に対し再就職に向けた支援を行う場合は、支援対象者本人の意向を十分に踏まえなければならない。
- (2) 助成の対象となる経費は、支援開始後1か月についての支援経費とし、同一の支援対象者に係る助成は、原則として年間1回に限るものとする。
- (3) 補助金の交付については、精算払とする。
- (4) 県は、補助事業者に対し、事業の進捗状況等を把握するため必要な報告を求めることができるものとする。

附 則 (平成21年11月5日障害保健福祉課長決裁)

この要領は、平成21年11月5日から施行し、平成21年度分の予算から適用する。